

令和2年度第2回

南国市農業委員会議事録

令和2年5月8日（金）

令和2年度第2回農業委員会議事録

日 時 令和2年5月8日（金） 午後1時30分～午後2時20分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 (1) 農地法第3条の規定による許可申請の件

(2) 農地法第4条の規定による許可申請の件

(3) 農地法第5条の規定による許可申請の件

(4) 南国市農用地利用集積計画の件

議題外 (1) 農地法第3条の3の規定による届出の件

(2) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

(3) 使用貸借の合意解約通知の件

(4) 非農地証明願いの件

(5) 南国市農用地利用集積計画の内容変更の件

出席者（農業委員 17名）

会長 武市 憲雄 第一副会長 高芝 澄生 第二副会長 中村 和雅
2番 池 正人 3番 田岡 崇 6番 北村 一弘 7番 面井 一成
10番 武市 忠雄 11番 末政 隆一 12番 平田 修三 13番 濱田 好典
14番 鈴木 郁馬 15番 濱田 章孝 16番 垣内 育男 17番 松岡 清
18番 森尾 晴代 19番 植野 永子

欠席者（農業委員 2名）

4番 山本 桂 5番 今井 まち

出席者（農地利用最適化推進委員 0名）

欠席者（農地利用最適化推進委員 17名）

1番 西本 良平 2番 岩原 英幸 3番 門田 俊一 4番 筧 和幸
5番 金田 善充 6番 門田 理博 7番 利岡 邦彦 8番 西岡 祐三
9番 山本 修平 10番 北原 章吾 11番 山北 泰司 12番 杉本 和繁
13番 武内 俊暁 14番 浜田 勉 15番 岡田 廣志 16番 橋詰 昌明
17番 井上 丈夫

※下線の委員は、新型コロナウイルス感染防止対策のため非招集。

出席職員

事務局長 弘田 明平 次長兼係長 藤田 佳子
主 査 五十嵐 裕一

議事録署名委員

13番 濱田 好典 15番 濱田 章孝

会長

それでは、ご案内しておりました時間が参りましたので、ただいまから第2回目の定例総会を行いたいと思います。開会前に局長のほうからお話がありましたように、コロナの関係で大変皆様方にはご協力をいただいているということも聞いています。幸いにして高知県も5日くらいはまだ感染者が出ておりませんが、第二波という話も出ておりますので、皆さんお気をつけてかからないようお願いしたいと思います。それでは、本日の欠席届が出ております。4番の山本委員、5番の今井委員。さきほども局長から言いましたように、推進委員は今お休みしていただいております。本日の議事録署名人ですが、13番の濱田委員と15番の濱田委員、二人が今日の署名人になりますので、よろしくお願いいたします。今月の現地確認ですが、5月22日、金曜日。13時から行いたいと思います。11番の末政委員と13の濱田委員かまいませんかね。推進委員では6番の門田委員へ連絡済みとなっております。本日の議題ですが、農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第4条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件、その他につきまして下限面積をちょっとお話をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。なお、営農型太陽光発電を県との話し合いで、その結果をまた自分のほうから報告いたします。それでは議案に入ります。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和2年5月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数4件、申請受理面積、田1,009.49㎡、畑1,126㎡、計2,135.49㎡。事務局説明をお願いいたします。

藤田次長

議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。受付番号7号です。譲受人は39歳。申請地は比江、田、795㎡。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人は耕運機を保有しており、農作業歴は8年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後はイチゴの苗床として利用するため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。7号については以上です。

受付番号8号です。譲受人は88歳。申請地は陣山の畑、2筆で計1,126㎡。売買による所有権移転で、隣接地を取得するものです。譲受人の経営農地は山林化した土地を除き全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は70年です。農作業には本人と子が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後もこれまで同様に畑として利用し、野菜などを作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。8号については以上です。

次に受付番号9号と10号は譲受人が同じため、まとめて説明いたします。譲受人は71歳。申請地は下末松の田で9号が209㎡、10号が5.49㎡。売買による所有権移転で隣接地を取得するものです。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は52年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は野菜を作るということなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上7号から10号まで、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われまます。審議よろしく願いいたします。

会長 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

(質問・意見なし)

会長 ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第4条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和2年5月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数3件。申請受理面積、田13㎡、畑0、計13㎡。事務局説明をお願いいたします。

五十嵐主査 議案第2号を説明します。議案書4ページの受付番号1号、別紙位置図は1ページをご覧ください。申請地は久礼田の田、13㎡。墓地への転用です。申請者が持つ墓地は、久礼田の山中にあり、高齢により墓参が困難となったため移設を行う目的です。農地区分はいずれの要件にも該当しない農地で、第2種農地に区分され立地基準を満たします。つぎに別紙2ページの利用計画図です。資料は裏面にコピーをしております。敷地内はコンクリート舗装をし、図のとおり配置、進入は西側の農道からです。雨水は周囲の自己所有農地へ自然浸透させます。周辺営農への影響については、隣接農地所有者から同意を取得、その他農地へ悪影響なしと現地確認で判断をいただいています。他法令につきましては、環境課へ墓地経営許可申請中です。本件は以上です。

会長 事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。

(質問・意見なし)

会長 ないようでございますので、農地法第4条の規定による許可申請を農地法第4条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第3号、農地法第5条権利移

動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和2年5月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数5件。申請受理面積、田 2,454 m²、畑 489 m²、計 2,943 m²。事務局説明をお願いいたします。

五十嵐主査

議案第3号を説明します。議案書6ページ、受付番号3号、別紙位置図は3ページをご覧ください。申請地は岡豊町中島の田、490 m²。使用貸借権の設定、住宅への転用です。借人は現在家族と同居しており、手狭となったことで建築を計画、相互扶助を図るため実家に近い申請地を選定されています。農地区分は10ha超の集団農地内にある第1種農地ですが、目的および周囲集落と接続しているため、例外的に立地基準を満たします。つぎに別紙位置図は4ページです。配置につきましては図のとおりです。進入は北側の県道側溝に床板をかけ利用します。排水については、浄化槽を経由させた汚水と雨水を県道側溝に放流する計画で、道路管理者より排水同意を得ています。周辺営農への影響については、隣接農地所有者から同意を取得、その他農地への悪影響なしと現地確認で判断をいただいております。他法令については、床板設置の占用許可を取得、現在開発許可申請中です。本件は以上です。

受付番号4号です。別紙は5ページです。申請地は片山の田、290 m²。使用貸借権の設定、住宅への転用です。借人は現在市外の賃貸住宅で生活していますが、子の成長により手狭となったため建築を計画、相互扶助を図るため実家に近い申請地を選定されています。申請地の農地区分につきましては、位置図を見ていただいたら分かるように、申請地を含む一団の農地は、周囲を住宅および事業施設により囲まれた区域内に存在しておりますので、第2種農地に区分されます。このため立地基準を満たすと判断しております。つづいて別紙の6ページです。配置については図のとおりです。進入は南側市道から側溝に床板をかけ利用します。排水経路につきましては7ページに載せております。排水計画について、汚水は浄化槽を経由させ市道側溝に放流、雨水は自然浸透および集水柵で受けたものを同様、側溝に放流する計画で、現在南国市市建設課に排水同意および占用許可の協議中です。周辺営農への影響については、隣接農地所有者からは同意を取得、その他農地への悪影響なしと現地確認で判断をいただいております。また、土地改良区からは転用しても差し支えないとの意見書が出されています。他法令については、開発許可見込みを確認しました。本件は以上です。

ひきつづき受付番号5号、別紙は8ページです。申請地は物部の田、948 m²。賃借権の設定、レンタカー駐車場への転用です。農地区分につきましては、さきほどの案件同様、申請地を含む一段の農地の周囲が住宅および事業施設等が連担した区域に近接する10ha

未満の集団農地内にあることから、第2種農地に区分され立地基準を満たします。つづいて別紙の9ページをご覧ください。9ページは利用計画図になりますが、敷地内には砂利を敷き、図にありますように駐車場50区画を設置、進入は南側の農事組合所有の公衆用道路を通り進入します。雨水は自然浸透させる計画です。周辺営農への影響については、雨水は全面自然浸透の計画で提出がされていますが、オーバーフロー分が西側水路に流入する可能性があるため、水路所有者に承諾を得るよう、現地確認委員合意のうえで指導を行っています。この水路は2つの農事組合法人が所有する水路となっており、現在は事業者より排水同意を得るよう対応中とのことで、本日1つの農事組合からは同意書を得ています。なお、隣接農地所有者からはすべて同意を得ております。最後に他法令につきましては、開発区域の実測面積が1,000㎡を超える場合は、土地開発適正化条例の届出が必要となります。申請地の登記面積は948㎡ですが、実測面積での判断となるため、測量後にその届出要否を担当課と協議することになります。本件は以上です。

最後に受付番号6号、別紙は10ページです。申請地は八京の畑、489㎡、売買による所有権移転を行い、住宅への転用です。譲受人の勤務地に近い申請地へ住居を移し、両親と同居する予定のため申請となっています。農地区分はいずれの要件にも該当しない、その他の農地で、第2種農地に区分され立地基準を満たします。つづいて別紙の11ページです。配置は図のとおりで、進入は北側県道からのスロープを通り、敷地西側から進入します。排水計画につきましては12ページに記載しております。まず住宅からの浄化槽を経由させた汚水と集水桝で集めた雨水を、西側にある県管理の水路に放流する計画で道路管理者から排水同意を得ています。周辺営農への影響については、隣接農地所有者から同意を取得、その他農地への悪影響なしと現地確認で判断をいただいております。開発許可につきましては、申請地が都市計画区域外のため不要となります。本件は以上です。

失礼しました。次が最後の案件となります。受付番号7号、別紙は13ページです。申請地は比江の田、726㎡。売買による所有権移転を行い、農家住宅に転用するものです。譲受人は、比江地区でイチゴ栽培をする農家です。今後の効率的な営農をしていくため、ハウス近傍に住宅および作業場を設置する目的です。申請地の農地区分は10ha超の集団農地内にある第1種農地ですが、目的および周囲集落と接続しているため、例外的に立地基準を満たします。つぎに別紙の14ページです。配置は図のとおりです。北側は作業で雇用する従業員駐車場、中央には作業場、南側に住宅を建築します。進入は西側の南国市道から床板を2か所設置し、利用します。排水については、汚水は敷地北東部から市道に埋設された下水管に排水、雨水は集水桝で集め西側の市道側溝に放流する計画です。この雨水排水先の市道側溝は、市建設課の管理となっております。しかし、一部個人名義で拡張された水路でしたので、南国市及び水路所有者から排水同意と占用許可を得ています。

	<p>周辺営農への影響については、隣接農地所有者からは同意を取得、その他農地への悪影響はなしと現地確認で判断をいただいております。他法令については、農家住宅のため開発許可は不要となります。本件は以上です。</p>
会長	<p>事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。</p>
濱田委員	<p>事務局より、排水の同意が2か所といった、5番。管理しゅう組合が2つあるということ？</p>
五十嵐主査	<p>はい、そうです。登記上、2つの組合法人の共有持ち分で登記された水路になっております。</p>
濱田委員	<p>で、2か所あって、1つは現在出てないと。</p>
五十嵐主査	<p>現在、取得中と聞いております。</p>
濱田委員	<p>取得中やったら保留にさせたらどうよ？取得してから改めて申請書を出すような形はとれんかな？片方が良くて、片方がいかんということはないと思いますが、ちょっとそれで判断するのは正しくないんじゃないかな。</p>
五十嵐主査	<p>委員会のほうで保留という決議になれば。</p>
濱田委員	<p>取れる見込みはあるがでしょうか。</p>
五十嵐主査	<p>一応、代表の方に事務局、私のほうから電話をして出される見込みは確認しているんですが。間に合わなかったということですけど。書類が来てないので、電話で聞いた情報でしかないです。</p>
濱田委員	<p>信用するなら、それで良いんですが、やっぱり書類が必要と思いますが。後々、何かあったら困ると思います。</p>
会長	<p>濱田委員さん、どう、その点は。あの辺の同意は取れる？</p>
濱田委員	<p>ん？</p>
会長	<p>これ物部か。国分じゃなかった。末政委員や。</p>
末政委員	<p>どことどこの事情やろね。土地改良区やろ、同意というたら。</p>
濱田委員	<p>その排水同意はどこ？</p>
五十嵐主査	<p>一つが〇〇、二つ目が〇〇、それぞれ農事組合法人の名前で登記されています。</p>
濱田委員	<p>あるわね、二つ。で、どっちが出てない？</p>
五十嵐主査	<p>〇〇のほうが出来てないです。</p>
末政委員	<p>代表は誰よ？</p>
五十嵐主査	<p>のちほど資料を持ってきて報告しますけど、名前を忘れてしまいました。今聞いている話としては、同意すること自体に抵抗があるわけではないけれど、民衆の間で、結局水路の利用料でありますとか、そういったところを事業者側と詰めてじゃないと同意ができないと口頭で聞いております。</p>

末政委員	金の問題か。
五十嵐主査	そのように言われましたけど、この場では伏せる形で説明させていただきます。
末政委員	金の問題さえ解決したら、同意はするというがやきね。
五十嵐主査	そのように、その代表の方からは聞いていますね。ただ、これはちらっと代表の方が言 ってましたけど、これ砂利敷きするっていう計画ででているんですけど、砂利を敷いて5 0台の駐車場にしたときに、砂ぼこりがすごく出て周りの農地に影響があるため、コンク リート舗装にするようお願いはしたいなという話はされておりました。
末政委員	それは何とか話はしてみるけど。どういう状態かを最初から聞いてないき分からんけ ど。
会長	この北側は畜産の建物やない、これ？周辺は全部農地でね、これ。 だから、別々の組合がここはこうやって、俺らにも金よこせっていうやりゆうのやろ うと思う。それは話はしてみます。代表と。通るとは思います。
五十嵐主査	ただ、その、この辺り水利組合であったりとか農事組合を任意で作られちゆうのが数あ ると思うんですよ。で、今うちのほうから言ってるのは、あくまで水利組合に対してでは なく、水路を所有している農事組合法人から同意を取ってくださいと話をしております。
会長	〇〇と〇〇、法人やない？
末政委員	〇〇はあれやけど、〇〇のほうもあると。
五十嵐主査	〇〇の合同堰関係の水利を持つてるところと、さっきちらっとお名前が出てました〇〇 さんがやりゆう水利組合があるんですけど、うちはその同意がどうかっていう話では ないと判断していますので、そこはもう民民での話にしかならんじゃないかと。
末政委員	話はつくと思うよ。
五十嵐主査	〇〇の農事組合の代表と話した中では、水利組合のほうが後ろにおるんで、そこと調整 したうえでというのは話をされてましたけど。
会長	はい、濱田委員から質問がありましたが、どうしましょう。同意をもらってから審議す るのか、末政委員が話をしちゃおとということで分からんけど。はっきりは分からんわね。
末政委員	確実にはよう言えんね。十中八九できると思うけどね。ただ、駐車場やから。だから うまく、ちょっと銭のこと言いゆうだけやと思うけどね。
会長	どうする？
濱田委員	もらっちゃったほうが安全やない？それで揉めたら後で何言われるか分からん。と私は 思いますけど。
会長	そしたら一回保留しますか？
平田委員	できるなら両方が届いてから審議するほうが賢明ですね。
会長	そしたら、両方が出てから審議するというので、今回は保留ということにかまいませ

	んかね。
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	事務局それでかまん？
平田委員	急ぐ？
五十嵐主査	急ぐというよりは、申請書が出されて受付けをしたら、40日以内に県知事に出さんといかんっていう法律条文がありまして。ただ、そのやむを得ない場合っていうのは、その期間を延ばしても良いっていう法律になってるんですよ。
濱田委員	受付けはいつやった？
五十嵐主査	15日ですので、来週が期限になってくるかと。
平田委員	困ったね、そりゃ。
濱田委員	条件付きでやるしかないね。
末政委員	多分通ると思うよ。
会長	他にございませんか？
	(質問・意見なし)
	ないようでございますので、5号以外は許可相当、5号は排水先水路の所有者からの同意を条件に許可相当という意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
	はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第4号、南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願います。令和2年5月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。事務局説明をお願いします。
藤田次長	議案第4号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてご説明いたします。8ページからは農地中間管理事業になりますので、当日配付資料も併せてご覧ください。
	受付番号43号です。資料は1ページになります。申請地は岡豊町小籠の田で、5年の賃借権を設定するものです。賃料は、10aあたり8,000円を口座振込するものです
	44号です。資料は2ページです。申請地は三島の田で、5年の使用貸借権を設定するものです。
	45号です。資料は3ページになります。申請地は久礼田と岡豊町中島の田で、10年の使用貸借権を設定するものです。
	46号です。資料は 申請地は岡豊町中島の田で、10年の使用貸借権を設定するものです。以上が農地中間管理事業になります。
	次に10ページの47号です。借人は農地所有適格法人です。申請地は上末松の田で、3年の賃借権を設定して露地野菜を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を

口座振込するものです。

48号です。借人は36歳。申請地は立田の田で、3年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、総額100,000円を口座振込するものです。

49号です。借人は61歳。申請地は前浜の田で、3年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、5,000円を現金で支払うというものです。

50号です。借人は29歳。新規就農者のため、耕作計画書の提出があります。申請地は浜改田の畑で、5年の賃借権を設定してシシトウを作るというものです。賃料は、総額400,000円を現金で支払うものとする。

51号です。借人は45歳。申請地は十市の畑で、10年の賃借権を設定してナスを作るというものです。賃料は総額150,000円を現金で支払うものです。

52号です。借人は50歳。申請地は植田の田で、20年の賃借権を設定して、野菜を作るというものです。賃料は、総額米420kgを物納するというものです。

53号です。借人は65歳。申請地は前浜の田で、3年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。

54号です。借人は61歳。申請地は前浜の田で、3年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。

55号です。借人は60歳。申請地は金地と包末の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するというものです。

次の56号と57号は借人が同じためまとめて説明いたします。借人は72歳。申請地は国分と比江の田で、5年と10年の賃借権を更新して水稻と野菜を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するというものです。

58号です。借人は66歳。申請地は国分の田畑で、5年の使用賃借権を更新して野菜を作るというものです。

59号です。借人は49歳。申請地は浜改田の畑で、3年の使用賃借権を更新して文旦を作るというものです。以上、43号から59号まで従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。

会長

はい。事務局より説明がございました。この件について質問、ご意見ございませんか。

(質問・意見なし)

ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。そのように取扱いをいたします。

(午後2時20分閉会)

その他事項

	(1) 下限面積について
--	--------------

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

R3 年 2 月 8 日

会 長

武市 嘉博

議事録署名委員

清水 好典

議事録署名委員

環田 章春